

## 宿泊利用相談確認書

- 1.研修の内容の確認(沖縄県立宮古青少年の家で実施する具体的な目的はある。)
- 2.利用申請書は、14日前までに提出 ← 仮予約
- 利用申請書 ○活動プログラム ○入所・退所 ○誓約書
  - 宿泊名簿 ○宿泊者アレルギーの有無 ○その他
- 3.提出書類を元に事前確認します。
- 利用申請書             入所・退所式次第
  - 活動プログラム(入所してから退所までの記載)
  - 研修室の利用を、1日1時間以上利用します。
  - 食堂の利用を、1日1回以上利用します。
  - 食材や弁当の持ち込みに関しては、誓約書を提出します。
  - 利用料金の支払い
    - 施設利用料・シーツ料は事務室にて利用期間中支払います。
  - エアコン時間外利用料について(20時~翌5時は施設利用料に含む)
    - リーダー室@100円×時間、宿泊室@150円×時間
  - 野外炊飯場(\*利用の場合)の利用の仕方を守ります。
  - 施設内は禁煙・禁酒です。食事やおやつは決められた場所です。
  - 退所時は、利用場所の清掃確認を行います。  
(プログラムに清掃時間と清掃場所を計画します。)
  - 宮古青少年の家のルールを守れなかった場合は、直ぐに退所いたします。
- 以上、確認事項について了承の上、宮古青少年の家の利用を申請します。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

“利用許可書”の発行をもって利用可能になります。